15.8.21

交渉の進展

斯くて次の活動、[illegible]に依る争議の拡大化に[illegible]した。政府当局は争議の終結を図るため会社と争議団との交渉に斡旋[illegible]が申入れてきた。[illegible]就職斡旋[illegible]会社側との交渉が開始されたが[illegible]争議か[illegible]された[illegible]。[illegible]得ず[illegible]に応ずることになった。[illegible]を提出[illegible]会社側[illegible]解決を望む[illegible]迄[illegible]ことたしめ[illegible]順調に進捗した。[illegible]争議団代表と会社側代表、及び[illegible]との間に[illegible]条件で[illegible]解決したのである。

(一) 八月十日の解雇者に対して最初会社の言明した解雇手当の外に一人に対して世帯主には金百円、独身者には金五十円を出す。

(二) 解雇者中社宅に居る者は九月十五日迄に社宅を立ち退き寄宿舎に居るものは八月三十一日中に立ち退く事

(三) 以前の解雇者以外に尚三十名を解雇する 但し解雇手当は以前の解雇者と同一待遇をする

(四) 尚三年以上会社に勤続した者に対しては前二項以外に会社規定の慰労金を出す

(五) 待遇改善要求に就いては会社が着々実施する

(六) 別に争議団に対して会社より金一封を出す

同時に總同盟側も同一条件で解決した。但しこの解決条件中、寄宿舎、及社宅の立退き期日の延期、及争議費用等は、評議会側の交渉によって獲得したものであって總同盟はこの条件以下ですでに十六日に争議打切りを言明したのである。[illegible]總同盟が何故かくも早く争議打切りのために腐心したかも疑はしいものである。

結論

【2】

全日組合会議の破壊と労農党支持の三団体の排斥、嘗て凡ての時と所に於て共同戦線を破カイし無産階級の階級的利害を売った總同盟幹部に依って提議された最初の共同戦線は一彼等の予定通りついに争議半ばにして破壊された